

楽録利用規約

株式会社アイ・シー・シー（以下、ICCという）は、以下のように外付けハードディスク対応デジタルホームターミナル（以下「外付けHDD楽録」という）、ハードディスクレコーダー内蔵のデジタルホームターミナル（以下「HDD内蔵楽録」という）、ブルーレイ搭載のデジタルホームターミナル（以下「ブルーレイ楽録」という）の利用規約（以下、本規約）を定めます。

第1条（利用規約の適用）

本規約は、ICCが別に定める「放送サービス契約約款」第10条に定められたものであり、本規約により「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」のサービスを提供するものであります。

2. 加入者は、この利用規約に定めのない事項については、「放送サービス契約約款」の規定が適用されることを了承するものとします。

第2条（料金）

加入者は「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」の利用に際し、下記に定める料金を、デジタルコースの月額利用料金に加算して支払うものとします。

「外付けHDD楽録」	330円（税込）／台	（月額）
「HDD内蔵楽録」	990円（税込）／台	（月額）
「ブルーレイ楽録」	1,650円（税込）／台	（月額）

（注意：「外付けHDD楽録」の新規受付は終了しました。）

第3条（免責事項）

ICCは、「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」の不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画できなかった場合の補償、及びこれにより生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 ICCは利用者に貸与した「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」に不具合がある場合は、「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」を修理、交換するものとし、この場合、「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」を回収します。その際、加入者は録画・編集したデータについて一切の権利を放棄するものとし、ICCはその補償を行わないものとします。
- 3 加入者は「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」の不具合、故障等に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動または複製するものとし、ICCはその責任を負わないものとします。

第4条（利用規約の改定）

ICCは本規約を改定することがあります。この場合には情報の提供条件は変更後の利用規約によります。変更後の利用規約は、ICCのホームページ (<https://www.icc-media.co.jp>) で開示します。

第5条（その他）

加入者は、加入者の故意または過失により「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」に毀損、紛失等が生じた場合、本体価格相当分の費用を負担するものとします。

- 2 加入者は、「外付けHDD楽録」「HDD内蔵楽録」「ブルーレイ楽録」で通信を行なう場合に設備、技術的仕様等で利用できない場合があることを同意しその通信を行う場合は加入者の責任において行うものとします。
- 3 加入者は、「外付けHDD楽録」と接続を行うハードディスクを用意するものとします。
- 4 「外付けHDD楽録」と接続登録をしたハードディスクは、専用ハードディスクとして利用下さい。接続登録をしたハードディスクは、他の機器（接続登録されていない「外付けHDD楽録」市販の録画機器等）と接続しても録画した番組の再生ができないこと及び、接続登録されたハードディスクを新たに別の機器と接続登録する際、ハードディスク内のデータはすべて消去されることを了承するものとします。
- 5 加入者は、コピー制御された番組やダビング防止信号番組ではダビングに規制がかかることを了承するものとします。

付則

本規約は、2007年10月1日より施行します。

2021年2月1日改定施行